○経済産業省令第四十九号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七　機構法第十五条第一項第十八号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二十一条に規定する業務に関する事項

第三十六条第一号ロ中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第六条第二項」を「小規模事業者支援促進法第八条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第百三十六号

免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第二十九号）の施行に伴い、免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成二十年文部科学省告示第五十号）は、廃止する。

附　則

この告示は、免許状更新講習規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十八年四月一日）から実施する。

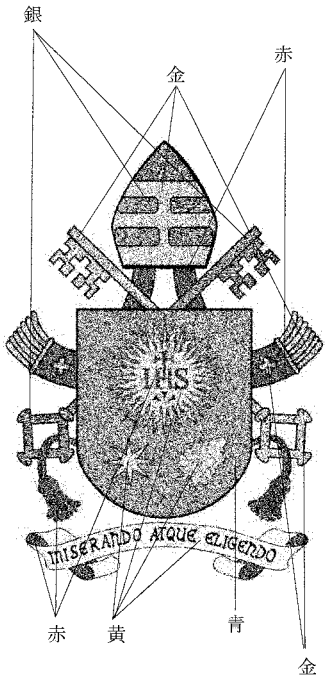
○経済産業省告示第百九十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたバチカン市国の紋章及び記章を次のように指定したので、告示する。

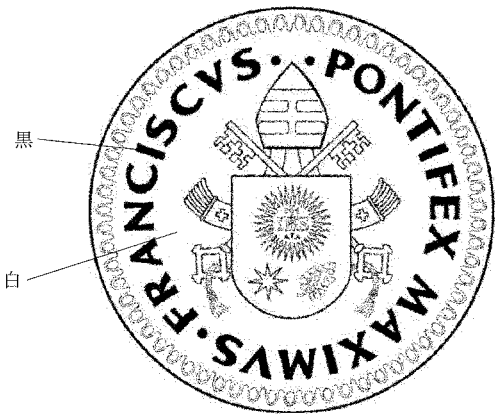
平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子

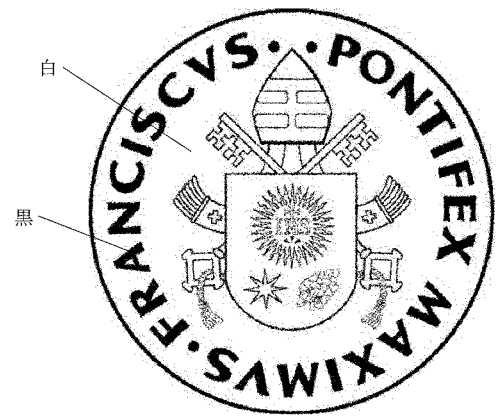
一　紋章



二　記章



三　記章



○経済産業省告示第百九十三号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサンマリノ共和国の記章を次のように指定したので、告示する。

平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子